

令和4年9月30日
高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和4年10月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

令和4年10月1日以降に申請する訓練科の認定申請について、「求職者支援訓練の認定基準等について」、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「認定申請様式」の更新を行いました。主な変更点については、次のとおりとなります。改訂項目一覧については、別紙のとおりです。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

キャリアコンサルティング担当者の要件変更について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント、ジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）のほか、能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者についても、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行う者として認められることとなりました。

その他

軽微な文言の追記・修正を行いました。

令和4年10月1日以降に申請する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	①留意事項（本文）		目次 上	留意事項の適用時期について	
2	①留意事項（本文） ②認定申請様式	①第6.2.(10)③④⑤ ①第6.2.(11)③ロ ①第6.2.(22)⑤ロ ②認定様式第9号 ③認定様式第17号	①P.48~P.49 ①P.50 ①P.59	キャリアコンサルティング担当者について	今回の改正に伴い、以下のとおりキャリアコンサルティング担当者の要件が変更となりました。 （旧）キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー（※）又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）である必要があります。 （新）キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援をすることができる能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー（※）又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者である必要があります。
3	全般			【修正】軽微な文言の追記・修正。	